

基礎工（積算編）

秋田県 I C T活用モデル工事（基礎工）実施要領（積算編）

1. 適用範囲

- 1-1 本資料は、3次元設計データを活用した基礎工（以下、基礎工（I C T））に適用する。
- 1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 適用工種

- 1) 矢板工
- 2) 既製杭工
- 3) 場所打杭工

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数 : 1.2
 - ・現場管理費率補正係数 : 1.1
- ※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、それ以外の、I C T活用モデル工事（基礎工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 5) 上記1)～4)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

- 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

附 則（令和5年9月14日技管－449）
この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月11日技管－411）
この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。